



資料3

国土交通省観光庁
配布資料

○ 旅行業とは、報酬を得て、一定の行為(旅行業務)を行う事業。

旅行業務

基本的旅行業務

- ① 自己の計算における、運送・宿泊に関するサービス(運送等サービス)提供契約の締結行為
- ② 運送等サービスに関する代理・媒介・取次・利用行為
＜例＞ 航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売

付随的旅行業務

- ③ ①に付随して行う、自己の計算における、運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス(運送等関連サービス)提供契約の締結行為
- ④ ②に付随して行う運送等関連サービスに関する代理・媒介・取次行為
- ⑤ ①及び②に付随して行う渡航手続き(旅券・査証取得)の代行、添乗業務等の行為

相談業務

- ⑥ 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為

旅行業に該当しないもの

- ・専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為
＜例＞ 航空運送代理店、バスの回数券の販売所等
- ・運送、宿泊以外のサービスのみを手配するものや運送事業者・宿泊事業者自らが行う運送等サービスの提供等
＜例＞ 観劇・イベント・スポーツ観戦等の入場券のみを販売するプレイガイド、バス会社の行う日帰りツアー、旅館の行うゴルフパック
- ・旅行者と直接取引をしないもの
＜例＞ 手配代行会社(ランドオペレーター)、添乗員派遣会社

- 旅行業者は、以下の区分に従い旅行者と旅行契約を締結することとなる。

募集型企画旅行

旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行

(例: パッケージツアー)

受注型企画旅行

旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行

(例: 団体旅行や修学旅行)

手配旅行

旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配するもの

(例: 航空券、宿泊の単品手配)